

第 148 回 理 事 会 議 事 次 第

日本商品先物振興協会

開催日時 令和 5 年 9 月 14 日（木）正午～

開催方式 会 場 参 集 方 式

開催場所 日本商品先物取引協会 会議室

（東京都中央区日本橋人形町 1－1－11 日庄ビル 6 F、昼食有。）

議 案

令和 6 年度税制改正要望（案）について

その他

以 上

2023.9.14 第148回理事会 資料 1

令和6年度税制改正要望 策定方針

申告分離課税を前提として、商品先物取引並びに商品関連市場デリバティブ取引を含むデリバティブ取引全般と上場株式等との損益通算を求めている。

【理由】

- ① 省庁間要望（経産省・農水省・金融庁から財務省への要望）においても、簡潔に「デリバと株の損益通算」を要望していること。
- ② 日本証券業協会においても、昨年同様「デリバと株の損益通算」を要望する予定と聞いていて、これに歩調を合わせておくこと一つの選択肢であること。
- ③ TOCOM、OSE、堂島取についても簡潔に「デリバと株の損益通算」を要望するなら要望者欄に名を連ねるとの意思表示をしていること。

以上

【今後】

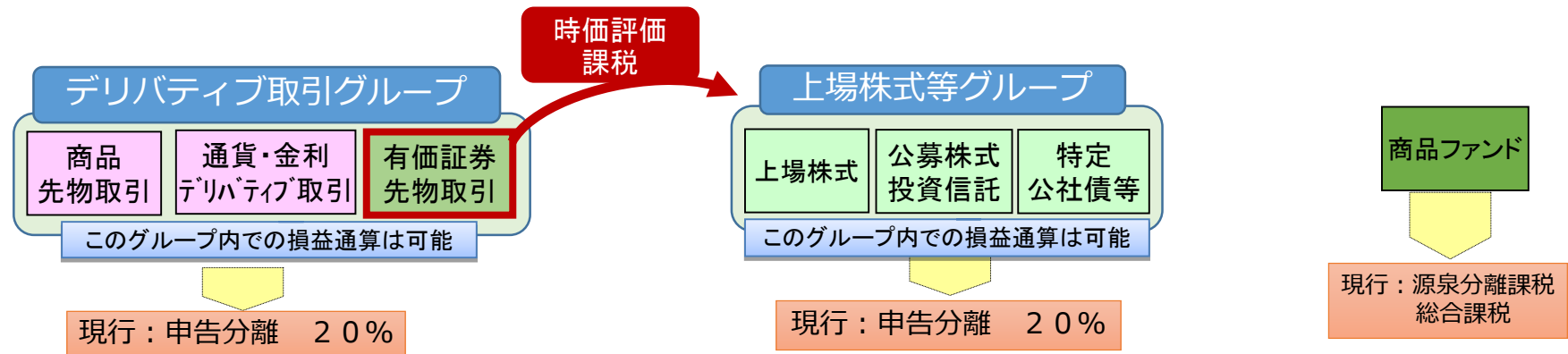
金融所得課税の一体化要望について、そのメリット・デメリットについて会員間の認識共有を図りながら、方向性を検討していく。

以上

税制改正要望 来年度以降の本会の対応について

【証券業協会及び金融庁の動向】

- ・デリバティブ取引（商品先物、金融先物、有価証券先物）のうち有価証券先物取引のみを上場株式等（株式現物・信用、公募株式投信、特定公社債）と損益通算可能とするべき
- ・上記の場合有価証券先物については時価評価課税されることを許容する。



【上記案のメリット・デメリット】

①メリット

- ・株式の譲渡所得とデリバティブ取引の雑所得が通算可能となることで、「利子所得」、「配当所得」も含めた金融所得の一体課税化が進展する。
- ・株取引と225先物やTOPIX先物の双方を取引している顧客の取引利便性が向上する。

②デメリット

- ・「デリバグループ内で通算」「株式グループ内で通算」という「簡素」で「分かりやすい」現状が崩れる。顧客も分かりにくいし、業者も説明しにくい。
- ・商品デリバ、FX、225先物の3分野を取引している顧客、業者にとっては今よりも利便性が低下する。
- ・年末時点で評価益であっても新年に入ってから決済損失となることもありうるが、時価評価課税だと、そのような場合であっても課税義務は免れず、実質的には増税といえなくもなく、顧客の取引離れが懸念される。

令和 5 年 9 月

令和 6 年度税制改正要望（未定稿）

日本商品先物振興協会
株式会社大阪取引所
株式会社東京商品取引所
株式会社堂島取引所

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

〈要望内容〉

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〈要望目的〉

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十全に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

我が国の個人金融資産は令和 5 年 3 月末時点で約 2,000 兆円を超える規模であるが、その 50%である約 1,000 兆円が現預金で運用・保有されている。この潤沢な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間の損益通算範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得等については、平成 28 年 1 月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されることとなったが、同じ 20%の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となって以降、現在に至るまで認められていない。

また、商品ファンドに係る所得については、源泉分離課税若しくは総合課税とされており、原資産である商品先物取引に係る所得との損益通算、上場株式等の譲渡所得等との損益通算のいずれも認められていない。

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、また、2020 年 7 月に取引が開始された商品・金融商品のデリバティブ取引、株

式現物を横断的に取扱う総合取引所の活性化のためにも、金融所得課税の損益通算範囲のさらなる拡大が必要であると思料する。

〈期待される効果〉

本改正が実現すると、商品を含むデリバティブ取引及び株式取引において個人投資家の投資活動及び商品ファンド運用に係る取引が促進され、商品デリバティブ市場においては、流動性が増大することが期待される。その結果、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（上場商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〈要望内容〉

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

〈要望目的〉

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在3年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で10年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

〈要望内容〉

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

〈要望目的〉

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならない（商品先物取引法第 190 条第 1 項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第 225 条第 1 項第 13 号及び同法 224 条の 5 第 2 項第 1 号）。

このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにもかかわらず、外国商品市場取引の決済損益に係る所得は申告分離課税の対象とされていない（租税特別措置法第 41 条の 14）ため、国内商品市場取引等他のデリバティブ取引の決済損益と通算することはできず、給与所得や事業所得などの他の所得と合算して課税総所得金額を算出して超過累進税率を適用する総合課税方式で税額を計算することとなる（所得税法第 22 条、第 89 条）。

商品先物取引または商品関連市場デリバティブ取引においては、国内商品市場と外国商品市場に同一商品（例：金・石油・大豆・とうもろこし等）が上場されていて、それらの商品に係る異市場間裁定取引（同一銘柄に関してある市場で買建て、他の市場で売建てることにより、両者の値差の拡張から利益を得ようとする取引）のニーズは少なくないが、現行税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができず、上記ニーズに対応できていない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とすべきである。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場・国内金融商品市場の間での異市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが

期待できる。

以 上